

## 〔諸國名義考上〕駿河

和名抄に、駿河、須流加、國府、名義は、萬葉集に、打縁流駿河能國云々とある如く、尖川の意なるべし。また東遊駿河舞歌に、須留可奈留、宇止波末仁、宇知與須留奈見波奈々久佐乃云々ともあり、こは川ならず、海なれば、いづこも浪はつよく打よすべけれど、万葉集の歌にゆかりあればいふのみ。すべて此國の川は、山より落て海に入る水のけはしければ川波強く打よする勢ひの猛烈なるによりて、尖川國と云なるべし。此國に駿河郡あり、もとはそこより出し名なるべし。此國の風土記に、駿河有三大河、而其濤勢如駿馬驅千里、故爲國號、また薦河者、依其河流薦々、而不知淀溜也、所謂志通波他河、不二河、大堰河也とあるは、共に字になづみたる也。

## 〔比古婆衣十八〕駿河國名義

和名抄に駿河國駿河郡駿河郷あり、今按ふに、舊はスルガてふ一處の地名の例の漸々に廣ぎりて郷名となり、又郡名にも定められ、竟に國名にも負せ定められたるものなるべし。さて其スルガてふ舊の地は、富士川の下つかたの川邊に在しなるべし。此考は下に云ふべし名義は此川世に名だたる大なる荒川にて、ともすれば水がさ益り漲りて、岸波立て川邊ゆすり流るゝが、殊にその甚しきわたりをユスルガといへるを、ユスの約りておのづからスルガと呼びならへるものなるべし、さてユスルとは、すべて鳴響むやうの事を云ふ言にて、そを水につきていへる例は、萬葉集七卷に、大海之磯本由須理立波之○註とよめるこれなり。義は同じけれど、轉りたる言にて、異義のごとくなれり。事長けにはいはず、カは處にて例多き言なるが、ことに當國には白須加、横須加、大須加など云へる地名多し、おもひ合すべし。但しこれらのスルガはさてそのスルガてふ舊地は、富士川の下方の川邊に在しなるべく考へたる事は、古駿河郷と稱し處今慥ならず、又駿河郡と建められたりし界域も慥ならねど、今駿東郡とて富士郡の東にあるは、古の駿河郡を東西と兩に割たれたる